

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

名寄市立大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 名寄市立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

名寄市立大学（設置者：名寄市）

北海道名寄市西4条北8丁目1番地

2 学部等の構成 ※2025年5月1日現在

【学部】

保健福祉学部 栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科

3 学生数及び教職員数 ※2025年5月1日現在

【学生数】 学部 777名

【教職員数】 教員 81名、職員 47名（うち会計年度職員 24名）

4 大学の理念・目的等

名寄市立大学は、1960年度に設置した名寄市立の名寄女子短期大学を前身とし、2006年度に栄養学科、看護学科、社会福祉学科で構成する保健福祉学部を置く4年制大学として開学した。2016年度には併設していた短期大学部児童学科を社会保育学科に転換し、1学部4学科体制となった。

大学の目的は、学則第1条に「教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学及び社会保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」と定めている。

大学の理念として「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」を掲げ、以下の教育の目標をWebサイトに示している。

1. 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。
2. 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む。
3. 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。
4. 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む。
5. 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

名寄市立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

名寄市立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、名寄市立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- コミュニティケア教育研究センターを中心に、なよろ子ども支援プロジェクトや援農有償ボランティア事業等の地域と連携・協働しながら地域の中長期的な課題に応える取組みや、地域課題の解決に資する研究・先駆的実践に対する支援、その成果の積極的な公表等に取り組み、全学として地域との連携・協働に基づく教育研究活動を推進している。
- 専門性を超えて連携・協働できる専門職の養成のため、多職種(専門職)連携教育に取り組んでおり、2016年からは「地域系 IPE(名寄モデル)」として、1 年次から 3 年次に全学科必修の「保健医療福祉連携教育科目」を配置し、地域をフィールドとした 3 年間の積み上げ型教育を展開している。

【改善を要する点】

- カリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- アドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、内部質保証の方針や内部質保証 PDCA スケジュールに基づき、学長を責任者とする全学として組織的な内部質保証の充実が望まれる。
- 学部及び学科の教育研究上の目的については、学部及び学科の特性を踏まえ、学則等に明示することが望まれる。
- 教員組織の編制については、計画的な教員定数の管理・運営が望まれる。
- 事務組織については、専門性及び継続性を確保するための取組みの充実が望まれる。
- シラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織及び検証の方法を明確化し、学位プログラムごと及び全学として継続的な点検・検証の充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、教職員の意識共有を踏まえ、教職協働の観点から、実施方法・内容や参加促進等、組織的な FD・SD 活動の充実が望まれる。
- 継続的な研究成果の創出のための環境整備については、全学としての方針及び支援体制を整備し、研究時間の確保等、研究環境の整備・充実を図ることが望まれる。
- 学修成果の把握・可視化については、学修者本位の観点から、IR(Institutional Research)推進室を中心とした情報収集・分析や、内部質保証推進委員会を中心とした各種取組みの運用・改善等、組織的な取組みが望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、名寄市立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。ただし、学部及び学科の教育研究上の目的については、学部及び学科の特性を踏まえ、学則等に明示することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、学則及び規程の改定を決定したことを確認した。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、教員を配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。また、各学科の入学定員及び学位の種類・分野に応じて教育課程に則した教員の配置を行うため、「名寄市立大学教員編制方針」を定めている。点検評価ポートフォリオ提出時点では社会福祉学科における教授数が2名不足していたが、2026年4月付で2名が教授に昇任することを確認した。ただし、教員組織の編制については、計画的な教員定数の管理・運営が望まれる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。ただし、事務組織については、専門性及び継続性を確保するための取り組みの充実が望まれる。

ハ 教育課程に関すること

学士課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目で構成し、専門教育科目には、保健・医療・福祉及び保育・教育分野の幅広い理解と、ケア専門職間の連携・協働に関する理解を深めるため、学部共通科目及び保健医療福祉連携教育科目を配置している。学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、シラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、シラバスの作成・記載事項の確認に係るフローチャートの改定を決定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また、図書等の教育研究に必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究に必要な設備を適切に整備している。札幌圏における学生生活支援を目的に、JR札幌駅隣接ビル内にサテライトオフィスを設置している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。学生の進路選択の支援については、キャリア支援センターを設置するとともに、各学科には就職進路委員会を設置している。また、学生の心身の健康管理については、健康サポートセンターに医師、看護師、相談員等の専門職員を配置し、保健管理業務及び健康相談業務を実施する等、学生支援について適切に対応を行っている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、カリキュラム・ポリシーについては、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示すること、アドミッション・ポリシーについては、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの改定を決定したことを確認した。

3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織及び検証の方法を明確化し、学位プログラムごと及び全学として継続的な点検・検証の充実が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、情報公表の基本方針において、情報公表の目的、公表する情報、情報公表の方法や実施体制等を定め、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、全学的な内部質保証を推進する組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を置いている。同委員会は、「名寄市立大学の将来構想(ビジョン2026)」に基づく実施計画について、教授会を通じて各部局及び学内委員会等の点検・評価活動を促し、その結果の確認及び実施状況の評価、次年度以降の改善計画を立案している。ビジョン2026の前期・中期・後期の節目となる年度においては、各期の実施状況の評価し、次期実施計画の立案に反映することとしている。また、外部評価機関として、学外委員により構成する参与会を年2回開催し、学長の諮問に依りて将来計画、教育研究活動、地域連携、大学運営について審議している。

2024年度には、「名寄市立大学内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」を策定し、内部質保証推進委員会を中心とする組織体制や、各組織等の責任、役割等の枠組みを整備するとともに、「内部質保証PDCAスケジュール」を策定している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、内部質保証の方針や内部質保証PDCAスケジュールに基づき、学長を責任者とする全学として組織的な内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、教職員の意識共有を踏まえ、教職協働の観点から、実施方法・内容や参加促進等、組織的なFD・SD活動の充実が望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。ふるさと納税制度を活用し大学に寄附することができる制度を名寄市と整備し、返礼品として大学の授業料の割引となるクーポンを提供する等、収入の確保に取り組んでいる。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特にICT環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、対応を行っている。ただし、継続的な研究成果の創出のための環境整備については、全学としての方針及び支援体制を整備し、研究時間の確保等、研究環境の整備・充実を図ることが望まれる。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、「名寄市立大学内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」を踏まえ、内部質保証推進委員会が主体となり、「内部質保証 PDCA スケジュール」に沿って実施する体制を構築している。また、教育の質を保証するとともに教育活動の継続的改善を図るため、「学修成果の評価方針」及び「学修成果の評価 PDCA スケジュール」を策定し、入学前・入学時、在学中、卒業時・卒業後の3つの時期に、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルで、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の修得状況やカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに示された教育活動の成果について点検・評価を行う体制を整備している。IR 推進室を設置し、教育、研究や他大学の諸活動に関する情報を収集・分析することで、大学運営のための計画策定等を支援している。一方で、教育研究水準の向上の取組みにおいて、整備した体制や方針等の活用状況には課題があり、学長のリーダーシップのもとで具体的な施策を推進し、組織的にPDCA サイクルを機能させることが必要である。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し」

2018年度に受審した大学機関別認証評価で指摘された内部質保証に関する課題に対応するため、内部質保証推進委員会では、2016年度に策定した「将来構想(ビジョン 2026)」の計画実施状況について、2023年度から「将来構想実施状況評価シート」を用いて各分野の取組状況を毎年度評価し、次年度の取組み課題を抽出している。

また、他大学事例や中央教育審議会答申等に基づく動向調査を行い、2024年度に新たな内部質保証の方針を策定した。同方針では、内部質保証における大学全体・学科・部局・全教職員及び学生の役割と責任を明確化し、各構成員が連携・協働して質保証に取り組む体制を整備している。同方針の見直しは7年ごとに実施し、長期的な視点に基づく内部質保証体制の持続的改善を図る仕組みとしている。あわせて、内部質保証体制図及び内部質保証PDCA スケジュールを策定し、これらは教授会等を通じて教職員に対して共有するとともに、Web サイトにおいて公表している。

内部質保証の方針やPDCA スケジュールの整備等の体制構築は進んでいるが、方針に基づく具体的な運用や検証は課題であり、学長のリーダーシップのもと、全教職員が協働し、内部質保証の実質化を図ることが必要である。

・No.2「3つのポリシーの見直し」

2022年度に、学長を委員長とする内部質保証推進委員会において、3つのポリシーの点検・評価を実施した結果から、教養教育の学修成果・教育成果として獲得すべき能力が明示されていないこと、また教養教育が各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに反映されていないことを課題として共有した。課題を踏まえ、教養教育と専門教育の一貫性を担保し、ディプロマ・ポリシーに示す学修目標の達成につながる教育課程を編成・実施するため、3つのポリシーの見直しを行った。

同委員会において見直しの方向性と策定単位を確認したうえで、教務部長をチーフとするワーキング・グループを組織し、各学科から推薦された教員により、ポリシー案を作成した。作成した案は各学科等会議で検討した後、内部質保証推進委員会が最終案をまとめ、教授会において審議・決定した。

以上のように3つのポリシーの見直しが行われたが、3つのポリシーの点検・検証を所掌する組織の明確化や、定期的・継続的な点検体制の構築が課題であり、今後は、内部質保証推進委員会とIR 推進室が組織的に連携し、学修成果の把握・可視化の結果に基づく定期的・継続的な検証及び改善に取り組むことが期待される。

・No.3「学修成果の評価方針の策定【学修成果】」

2018 年度に受審した大学機関別認証評価において、学修成果の把握及び評価の取組みが不十分であるとの指摘を受け、学修成果の評価方針を策定し、改善を図ることとした。方針の策定にあたっては、内部質保証推進委員会が方向性を確認したうえで、2024 年度に教授会において決定している。あわせて、学修成果の評価及びその活用、学修成果の評価 PDCA スケジュールを策定し、Web サイトに公表している。

学修成果の評価方針では、入学前・入学時、在学中、卒業時・卒業後の 3 つの時期と、大学全体、学位プログラム、授業科目の 3 つのレベルにおいて学修成果の評価を実施する仕組みとしている。さらに、大学全体及び学位プログラムレベルの学修成果については、7 年に一度レビューを行い、その結果を踏まえて同方針の点検・評価を定期的実施することとしている。

学修成果に係る情報収集・分析は、IR 推進室を中心に各所管部局等と連携して実施しており、入学者選抜に関する分析の結果から、2026 年度入学者選抜から社会福祉学科・社会保育学科で、2027 年度入学者選抜から栄養学科・看護学科で総合型選抜を導入することとしている。

学修成果の評価方針等の整備や IR 推進室を中心とした情報収集・分析に取り組んでいるが、方針等に基づく具体的な取組みに至っている項目は一部にとどまっている。今後は、学修者本位の観点から、IR 推進室を中心とした情報収集・分析や、内部質保証推進委員会を中心とした各種取組みの運用・改善等、組織的な取組みが望まれる。

・No.4「学修成果と学修時間を保証する総合的取組み—現状と課題の共有」

2018 年度に受審した大学機関別認証評価において、単位制度の実質化を図る措置が不十分であるとの指摘を受け、内部質保証推進委員会を中心に IR 推進室と連携して、「学修成果と学修時間を保証する総合的取組み」として、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの策定等に取り組んでいる。内部質保証推進委員会で確認された課題は、各所管部局で点検・評価及び改善を図るとともに、同委員会が取組みや改善状況を把握し支援することとしている。

全学的な取組みとして、引き続き「学修成果と学修時間を保証する総合的取組み」に示された大学の現状と課題への対応を進めることが期待される。

・No.5「研究成果創出支援プロジェクトの設置【研究環境整備】」

2018 年度に受審した大学機関別認証評価及び参与会による外部評価等において、継続的な研究成果創出のための環境整備が不十分であるとの指摘を受け、2025 年度に研究支援に関する全学的な組織体制等の整備を行う「研究成果創出支援プロジェクト」を部局長会議に設置し、3 か年で研究成果の継続的創出を支援する体制等の整備をすることとしている。

研究支援の取組みとして、学長裁量により支援を行う学術研究等支援特別枠や、地域貢献に資する研究及び事業に対して研究費を交付するコミュニティケア教育研究センター課題研究を設け、教員の研究支援に取り組んでいるが、研究成果の継続的創出を支援する体制整備等は引き続き課題であり、「研究成果創出支援プロジェクト」による確実な実施が必要である。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「4 学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育:基礎演習」

教養教育部のカリキュラム・ポリシーに掲げる「大学で学ぶ上で基礎となる知識や技術を修得するとともに、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基礎となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を備えた人材の育成」を実現するため、1年次通年の教養教育科目として「基礎演習」を開講している。同授業科目は、4学科混成の学生10名程度による少人数グループを1~2名の専任教員が担当するゼミナール形式で実施し、大学で学ぶための汎用的技能や能動的な学修態度の養成に取り組んでいる。

成績評価には観点別評価表を用いており、評価項目及び評価基準を学生に明示している。また、全教職員を対象に「基礎演習報告会」を毎年度開催している。同報告会はFD・SD研修を兼ね、同授業科目の点検・評価や課題の明確化、改善方法の検討を通じて、組織的な授業運営に取り組んでいる。

・No.2「専門性を超えた連携と協働:連携教育」

専門性を超えた連携と協働のもとで活動できる専門職を養成するため、多職種(専門職)連携教育に取り組んでおり、2016年度からは、1年次から3年次に全学科必修の「保健医療福祉連携教育科目」を配置している。

同科目の運用にあたっては、各学科等から推薦された教員による連携教育委員会を教務委員会のもとに設置し、教育課程の計画、実施、評価及び改善を行っている。また、全教職員の理解促進のため、同委員会は連携教育説明会を毎年度開催するとともに、担当教員への個別のオリエンテーションを実施している。

同科目では、地域課題の理解と解決に取り組む中で、保健医療福祉分野に限定せず実践例を学び、広く専門職間で連携・協働を行うための能力を修得する「地域系 IPE(名寄モデル)」として、地域をフィールドとした3年間の積み上げ型教育を展開している。

・No.3「地域をフィールドとした教育研究と人材育成:コミュニティケア教育研究センター」

教育研究及び社会貢献活動のさらなる充実を図り、大学の理念及び目的を実現するため、コミュニティケア教育研究センターを設置し、地域課題の解決等に取り組んでいる。

同センターでは、地域活動に関する情報収集・提供を通じて学生の地域活動を支援するとともに、なよろ子ども支援プロジェクトや援農有償ボランティア等、地域の中長期的課題に応える取組みを展開している。また、地域課題の解決に資する研究や先駆的实践への研究費の交付、公開講座等を通じたケア専門職の継続教育や市民の生涯学習にも取り組んでいる。

さらに、「教員シーズ集」や年報「地域と住民」、広報誌「ケア研タイムス」を作成し、教員の教育研究活動やセンターの成果等を積極的に公表している。

運営体制としては、事業の企画から評価・改善までを担う運営会議に加え、センターの事業計画や成果等を審議する評議員会、学外関係者で構成し連携・協働を推進する連携推進協議会、外部評価を行う諮問会議を設置し、体系的かつ継続的に事業改善を行う仕組みを整えている。

これらの取組みにより、全学として地域との連携・協働に基づく教育研究活動を推進している。

・No.4「援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解」

地域産業の抱える課題の解決を図るとともに、学生の農村部における生活環境の理解を深める教育アプローチの1つとして、学生による有償ボランティアを通じて地域の農業を支援する「名寄市立大学援農有償ボランティア事業」に取り組んでいる。同事業は、道北地域の農業従事者からの労働力不足への支援要請を受け、コミュニティケア教育研究センター、名寄市経済部農務課、JA道北なよろを運営主体として、2018年

度から実施している。

単なる農業アルバイトではなく、食農教育を提供する観点から学生の参加を促しており、開始以来、延べ550名以上の学生が参加し、毎年度1年生の約1/4が参加している。参加学生のアンケート結果では、8割程度が今後も「積極的に参加してみたい」又は「参加してみたい」と回答している。また、北海道開発局主催のコンクールにおいて優秀賞を受賞している。

取組みの成果については、コミュニティケア教育研究センター年報や学会等で発表しており、取組みの拡大等さらなる進展が期待される。

・No.5「教育研究活動を支える教職協働に向けたFD・SD研修」

教育研究活動における教職協働の強化と充実を図るため、FD・SD委員会を中心に、教員の授業内容等の改善や研究活動の活性化を図るための研修や、事務職員の職能開発を図るための研修の実施に取り組んでいる。FD・SD研修は年度計画に基づき、多くを教職員の合同研修として実施しており、2024年度には、教職協働に多くの経験と高い知見を有する講師を招聘し、教員対象研修、職員対象研修、合同研修を実施した。

2024年度の実施・評価を踏まえて、より戦略的なFD・SD研修の実施や、近隣大学とのFD・SDに関するアライアンス構築を目指して研修の一部を公開研修とすることとしており、教職協働及びFD・SDの取組みの進展が期待される。

なお、本基準の取組みのNo.3及びNo.4の取組みをもとに、「地域をフィールドとした教育研究と人材育成」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.3「地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティケア教育研究センター」の意見交換では、学外関係者で構成する連携推進協議会委員から、過疎化や高齢化が進む中で学生が地域に活力を与えていること、また同センターを中心とした情報発信により地域と大学のつながりが生まれていることが評価された。さらに、相談しやすい体制の構築や、地域と大学・学生をつなぐ取組みの推進を期待する意見が示された。連携機関からは、大学が専門性を地域に還元しており、地域課題解決のプラットフォームとしての機能強化や包括的な地域貢献モデルの構築を期待する発言があった。取組みに参加する学生からは、活動を通じてボランティア活動に対する積極的な参加意欲が芽生えたことや、誰かの役に立つ経験を通じて自らの行動を肯定的に捉えられるようになったとの声があり、取組みが地域貢献及び学生の学びの機会として機能していることが確認できた。大学からは、教員間で課題研究の内容や成果の共有機会の工夫を進めており、今後は、学生とも連携しながら同センターの取組みに関する地域への情報発信を強化していくことが今後の展望として述べられた。

No.4「援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解」の意見交換では、運営主体であるJA道北なよろから、地域の労働力不足への対応に加え、学生にとって食農教育や名寄市の魅力を知る機会となることから、事業を継続したいとの意見が示された。協力農家からは、貴重な労働力であるだけでなく、学生との関わりが農家としての自信や誇りを再認識させてくれる事業であり、今後も取組みに協力したいとの発言があった。参加した学生からは、生産までの一連の工程を知ることによって食のありがたさを学んだ、学内での人脈が広がった、さらに今後はボランティアを通じて得た学びを後輩に伝えていきたいとの発言があり、学生の食農教育や地域理解のみならず、取組みが地域貢献につながっていることが確認できた。大学からは、募集数を応募数が上回る状況が続いていることを踏まえ、希望する学生が参加できるよう取組みの拡大を図ることや、地域への積極的な情報発信を通じた周知の強化等が課題として挙げられた。

全体を通じて、大学や地域の特色を活かし地域に根ざした研究及び教育の発展や、地域との連携強化等に向けた意見交換が行われ、ステークホルダーや学生が同センターを中心とした大学の取組みに期待を持って関わっていることが確認できた。さらに、地域課題の解決と人材育成を目的に設置した同センターを中心に、地域との連携・協働に基づく地域をフィールドとした教育研究と人材育成を推進することにより、大学の理念である「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学」の実現に寄与していることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回名寄市立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 17 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 18 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表